

〔国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標法施行規則第9条の2関係）様式備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21 cm、縦29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 文字は、タイプ印書又は印刷により記載する。手書きによるものは、認められない。
- 3 コンピュータ印字を用いて国際登録の名義人の変更の記録の請求の書面を作成するときは、次の要領により作成する。
  - イ 書面の割り付け及び内容は、MM5の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。
  - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
  - ハ 各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。
- 4 各欄への記載は、別段の定めがある場合を除き、英語でしなければならない。
- 5 「For the holder (transferor)/new owner (transferee)」中、「This request contains the following number of continuation sheets:」は、「CONTINUATION SHEET」の枚数を記載する。
- 6 「Holder/new owner's reference:」は、ローマ字、アラビア数字若しくは「—」又はその組み合わせによる書類記号を記載することができる。
- 7 第2欄「NAME OF THE HOLDER (TRANSFEROR)(as recorded in the International Register)」は、国際登録簿と同一のものを記載する。
- 8 譲渡人が2名以上いる場合は、1名について第2欄及び第8欄「SIGNATURE BY THE HOLDER (TRANSFEROR) AND/OR HIS REPRESENTATIVE」に記載し、その他の譲渡人については譲渡人1名ごとに第2欄及び第8欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 9 「Name」及び「Address」は、これらのローマ字への音訳又は英語への翻訳を記載する。
- 10 「Name」は自然人にあっては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあってはその名称を記載する。
- 11 「Address」は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, TOKYO 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載し、日本国内に営業所を有する法人の場合は本社の住所を記載する。
- 12 第3欄「NEW OWNER (TRANSFEREE)」中、「Address for correspondence」は、譲受人の住所（居所）以外への通信を希望する場合は記載する。
- 13 譲受人が2名以上いる場合は、1名について第3欄及び第4欄「ENTITLEMENT OF THE NEW OWNER (TRANSFEREE) TO BE THE HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION」に記載し、その他の譲受人については譲受人1名ごとに第3欄及び第4欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。
- 14 第3欄で記載した住所が、第4欄(a)(iii)及び(iv)に記載した締約国の領域内に含まれない場合は、第4欄(b)の最下段の空欄に第4欄(a)(iii)に記載した締約国の住所又は(iv)に記載した締約国の現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所の住所を記載する。
- 15 第8欄中「Name」は、国際登録簿と同一のものを記載し、「Signature」に譲渡人又は代

理人が押印又は署名する。

- 16 年月日を記載する場合は西暦及びグレゴリー暦により、「日／月／年」の順とし、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュを付す(例えば2015年2月4日は「04/02/2015」)。
- 17 特許印紙は別の用紙にはり、その下にその額を括弧をして記載するとともに、名義人の氏名(名称)、国際登録番号、書類記号及び提出日を記載する。
- 18 国際登録の名義人の変更の記録の請求等の提出書類は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。